

事業者の皆さまへ

富士市財政部契約検査課

請負契約に係る文書の印紙税の取扱いについて

このことについて、請負契約に係る文書を作成する場合には、下記のとおり印紙税の取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる契約

- ・ 建設工事及び建設業関連業務委託
- ・ 委託業務等各種契約、物品売買契約（印紙税法別表第1第2号に該当するもの。）

2 請負契約に係る課税文書の例

- ・ 契約書
- ・ 協議書（工期延長協議、スライド協議、消費税率改定に伴う協議等）
- ・ 設計変更指示書（※指示内容の欄に「上記の内容について、本指示書とは別に変更請負契約書を取り交わすものとする。」と記載されている場合は、非課税文書扱いとなります。）

3 その他

課税・非課税等の判断が困難な場合は、所轄又は最寄りの税務署に相談をお願いします。

問合せ先

富士市財政部契約検査課

電話番号 0545-55-2727